

パートナーシップ 宣誓制度を開始します

真鶴町民憲章の理念に基づき、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、令和5年7月1日から「真鶴町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに對し、町が宣誓書受領証等を交付するものです。法的な効力は発生しませんが、様々な生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。詳しくは、町ホームページまたは税務町民課町民生活係にお問い合わせください。



町ホームページ

□お問い合わせ
税務町民課 ☎内線 243

電気自動車用急速充電器 の一般利用を再開します

ケープ真鶴建物手前に電気自動車用急速充電器を新たに設置いたしました。引き続き、無料でご利用できます。

◇利用開始日

7月1日(土)から

◇利用時間

午前10時～午後3時30分
(受付は午後3時まで)

◇利用方法

ケープ真鶴売店にて受付手続きをして、従業員の指示のもと充電をしてください。

◇充電時間

30分間(引き続き利用する場合は再度受付が必要となります。)

□お問い合わせ

税務町民課 ☎内線 243



電気自動車用急速充電器

ひなづる幼稚園の用務員を 募集します

◇募集職種

幼稚園用務員

(会計年度任用職員)

◇業務内容

園舎周りの清掃・管理、教育委員会等への連絡等

◇勤務日および時間

・幼稚園課業日における週2～3日程度の勤務
(長期休業中は、週1～2日勤務)
・原則、午前8時15分～午後4時15分

◇採用予定人数

若干名

◇任用期間

令和5年9月1日～

令和6年3月31日

◇報酬

時給1080円

◇申込方法

7月21日(金)までに履歴書を教育課へ提出

◇選考方法

書類選考および面接
(面接日時は別途指定)

□お問い合わせ

教育課 ☎内線 434

10月より小児医療費助成の対象年齢が拡大します！

小児医療費助成事業とは

真鶴町では、10月1日(10月診療分)から小児医療費助成事業の対象年齢を中学3年生から高校3年生までに拡大します！
7月中旬より対象児童がいる世帯に申請書を順次郵送いたしますので、申請書に必要事項をご記入いただき、対象児童の健康保険証をご持参のうえ、9月8日(金)までに福祉課までお越しくください。

◇対象児童

令和5年7月1日時点で真鶴町に住民票がある高校1年生から高校3年生までの児童

※他公費受給児童は除く

◇提出書類

・小児医療費助成事業医療証交付申請書
・対象児童の健康保険証

◇申込締切

9月8日(金)
※土・日・祝日除く

お子さんが県内の本制度取り扱い医療機関で受診等される際、健康保険証と小児医療証をご提示いただくと、健康保険の自己負担分が助成されます。

また、県外など本制度の取り扱いがない医療機関で受診された場合は、健康保険の自己負担分をお支払いいただいた後、領収書(原本で領収印あり)とお子さんの健康保険証をご持参のうえ、福祉課で申請していただければ、審査後に健康保険の自己負担分について指定の口座へお振込みいたします。

□申し込みお問い合わせ

福祉課 ☎内線 233